

## 水質基準等の一部改正について



厚生労働省で意見募集が行われていた、「水質基準に関する省令」・「水道施設の技術的基準を定める省令」・「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正について、意見募集が終了し、改正内容が公表されました。

改正の内容は下記の通りで、平成 22 年 4 月 1 日から施行となります。

### ①水質基準に関する省令

- ・ 「カドミウム及びその化合物」の基準値を 0.01mg/L 以下から 0.003mg/L 以下に変更する。

### ②水道施設の技術的基準を定める省令

- ・ 薬品基準の「カドミウム及びその化合物」の基準値を 0.001mg/L以下から 0.0003mg/L以下に変更する。
- ・ 薬品基準の「1,1,2-トリクロロエタン」を削除する。
- ・ 資機材等の材質基準の「カドミウム及びその化合物」の基準値を 0.001mg/L以下から 0.0003mg/L以下に変更する。
- ・ 資機材材質基準の「1,1,2-トリクロロエタン」を削除する。

### ③給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

- ・ 「水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準」について、「カドミウム及びその化合物」の基準値を 0.001mg/L以下から 0.0003mg/L以下に変更する(ただし、経過措置として平成 24 年 3 月 31 日までは 0.001mg/L以下とする)。
- ・ 「給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準」について、「カドミウム及びその化合物」の基準値を 0.01mg/L以下から 0.003mg/L以下に変更する。
- ・ 「1,1,2-トリクロロエタン」を削除する。

### ④経過措置

- ・ ②について、改正施行の際に既に設置されている浄水又は浄水処理過程において水に接する資機材等(ポンプや消火栓その他、水と接触する面積が著しく小さい物を除く)で、改正後の基準に適合しないものは、その水道施設の大規模改造のときまではこれを適用しない。
- ・ ③について、改正施行の際に既に設置、または設置工事が行われているもので、改正後の基準に適合しないものは、その給水装置の大規模改造のときまではこれを適用しない。

当社は厚生労働省の登録検査機関として、水道法に基づく水質基準項目などの分析・測定の数多くの受注実績があり、法改正時には速やかに対応を行っています。ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2010 年 2 月 17 日付 官報

証明書発行箇所 小林正幸

